

須坂市いきいき！職場改善支援事業補助金

須坂市では子育て世代、特に女性が働きやすい職場とするために職場環境を整備する市内中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



1. 対象となる事業

- 次のいずれか
- ①女性従業員専用の厚生又は衛生施設（トイレ、更衣室等）の整備
 - ②従業員の子育て応援のための職場環境（託児スペース、授乳スペース等）の整備
 - ③子育て世代、特に女性が働きやすい職場とするための職場環境の整備

2. 補助額

補助対象経費

「1. 対象となる事業」のいずれかに要する経費であって、次に掲げる経費の合計額

- (1) 備品等の購入に係る経費（設置費を含む）
- (2) 工事費（新設、増設、改修）
- (3) 設計及び監理等にかかる経費

<補助対象例>

- ・男女共用トイレしかなかったが、女性用トイレを新設する。（**オールジェンダー用トイレの新設、また、女性を中心とする職場（幼稚園・保育施設など）に男性対応トイレを新設する場合も含む**）
- ・オフィスに子ども用スペースを確保するために、仕切り・マット等の備品を購入する。

補助金の額

購入先又は発注先	補助金の額
市内業者	3 / 5 以内 ただし、200 万円（備品等の購入に係る経費のみの場合は 30 万円）を限度とする。
市外業者	1 / 2 以内 ただし、100 万円（備品等の購入に係る経費のみの場合は 30 万円）を限度とする。

※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

※補助金の交付は、交付対象者に対して 1 回限りとする。

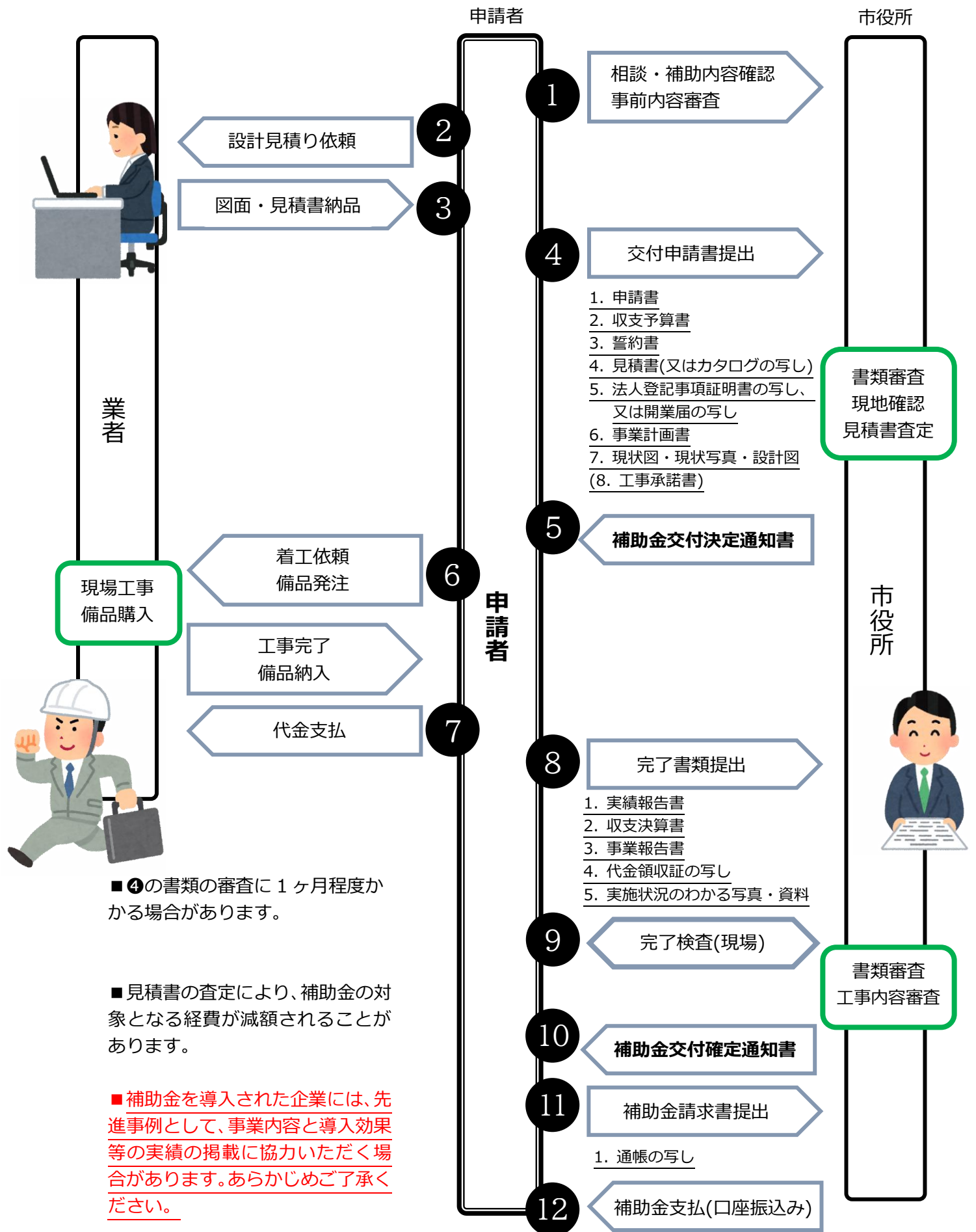
ご注意

- 次に掲げるものについては、補助対象経費としません。
 - (1) 娯楽・嗜好品、贅沢品、健康づくり機器又はスポーツのみに使用する備品の購入に係る経費
 - (2) 景観やデザインの変更及び装飾物の設置に係る経費
 - (3) その他労働環境の改善が明確でないものに係る経費
- 「備品」は、形状又は性質を変えず、1 年以上の使用又は保管に耐えうるものをいいます。
- 補助金予算枠の都合により、ご希望の工期に添えない場合がありますので、お早めにご相談ください。

3. 対象事業者

次のいずれにも該当する事業者

- ① 市内で 1 年以上事業を営み（創業の場合は、金融機関等の推薦のあるものは除く）、常用雇用者の数が 2 人以上の市内中小企業者。ただし、個人事業主の場合の常用雇用者は、事業主の配偶者及び 3 親内の親族は除く。
- ② 女性の採用見込みがあること又は女性従業員を雇用している中小事業者
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 須坂市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。



問い合わせ

須坂市 教育委員会 子ども課 子育て支援係

☎ 026-248-9026 ✉ kodomo@city.suzaka.nagano.jp